えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、市町や民間団体等が、時代のニーズに対応し、自らの創意工夫により地域の一体的かつ持続的発展を図るために実施する地域づくり事業であって、かつ第六次愛媛県長期計画の着実な推進に資する事業、地方局の提案により実施する事業、県と市町が連携して推進する事業又は複数の県内市町が連携して実施する事業に要する経費について、当該事業を実施する市町及び当該事業を実施する民間団体等に補助する市町に対し、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。
- 第2条 前条に規定する民間団体等とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
 - (2) 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
 - (3) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
 - (4) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会等
 - (5) 県内の市町において、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に定める地域おこし協力隊を1年以上勤めた後、地域資源を活用した起業又は事業承継を目指す者であって、かつ補助金の交付申請日時点において、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ① 現に地域おこし協力隊である者
 - ② 地域おこし協力隊を離職後3年未満であって、かつ当該市町に住民登録がある者
 - (6) その他地方局長が特に認めるもの
 - 2 前項第4号に定めるもののうち、市町が主たる構成員となって組織する実行委員会又は協議会等であって次の全てに該当するものに係る補助限度額の別表地域づくり推進事業の項((1)及び(3)から(5)までを除く。)補助率及び補助限度額の欄の適用については、市町に準ずる。
 - (1) 定款、寄附行為等に類する規約を有すること。
 - (2) 協議会等の運営を実質的に市町が行っていると認められること。
 - (3) (1)の規約において、市町の規程に準じた会計及び監査の手続が規定されていること

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、事業主体、 補助対象経費、補助金算定の対象となる額、補助率及び補助限度額は、別表に掲げ るとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、原則として次の各号に掲げる事業を含まないものとする。
- (1) 公営企業に関する事業
- (2) 特定の個人や法人の利益増進など公益性を有しないと認められる事業

- (3) 市町の内部管理に属する事業、庁舎等公用施設整備事業等
- (4) 各種施設の運営・維持管理等の事業
- (5) 国、県及びその他の団体の補助制度の対象となる事業
- (6) 補助金の交付申請前から定期的に行われている事業
- (7) 道路、港湾整備等のインフラ整備事業
- (8) 前各号に準ずるものと地方局長が認める事業

(事業計画)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町長は、規則第4条の規定による申請書の提出に先立ち、地方局長が別に定める期日までに、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添付して、地方局長に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第5条 地方局長は、前条に規定する事業計画書を受理した場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、予算の範囲内において交付する補助金額を定めて市町長に内示 するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請をする市町長は、補助金交付申請書 (様式第2号)に関係書類を添付し、別に定める期日までに地方局長に提出しなけれ ばならない。

(補助事業の変更承認申請)

- 第7条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた市町長(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を地方局長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金の額の変更
 - (2) 補助対象経費の20%を超える増減
 - (3) 事業内容の重要な変更

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 規則第6条第1項第3号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、 あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を地方局長に提出し、その承 認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定により補助事業の遂行の状況に関する報告を求められた補助事業者は、速やかに地方局長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告をする補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添付して、地方局長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 地方局長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合には、その内容を審査 し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、そ の旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第16条本文の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を地方局長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 規則第16条ただし書きの規定による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(様式第7号)に関係書類を添付して、地方局長に提出しなければならない。

(財産の管理)

- 第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の 単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。 ただし、別表に掲げる移住・定住等推進事業により、移住体験及び定住促進を目的として整備した住宅にあっては、7年間とする。

(関係書類の保管)

第15条 規則第23条の規定により、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした 帳簿書類を保存する期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とす る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。
- 3 第10条から第14条までの規定は、令和5年3月31日以前に交付決定された補助金については前項の規定にかかわらず、同日後においてもなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年3月19日から施行する。
- 2 平成24年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

- 2 平成25年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 平成26年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年3月18日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の 対象となる額	補助率及び補助限度額
地生業代対創る的て業案す市て業県携る物ででは、大学のに、は、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	市町	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費から、次の経費を除いた額(1)経常的な経費(事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び害房料等)(2)用地取得費及び設計費(3)その他地方局長が不適切と認める経費(3)その他地方局長が不適切と認める。基準をとし、ハード事業を基本ソフト事業のアント事業ののみを補助対象経費に含める。	同左	補助率は、1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき3,000千円以内(※)とする。ただし、当該補助事業に係る寄付金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等特定財源がある場合、不部に元者を持定対源の対象とは、一部に元者を持定対源の類を相対の対象となるをといる。 ※以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する。 ※以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する手門以内・住民サービスの効率化・地域活性化 ※複数の県内市町が連携して実施する事業の補助限度額は、各市町5,000千円以内
	民間団体 等 に、第 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5	1 当該民間団体等に 対して市町が補助対象とした経費 2 ソフト事業を基本 とし、ハード事業はソ フト事業の実施に当 たり必要不可欠なも ののみを補助対象経 費に含める。	民間知事費とは (1) 費件費 (2) では (3) その (3) 長が経費 を (4) のでは (4) のでは (4) では (5) では	補助率は、補助金算定の対象となる額の1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき1,000千円以内(※)とする。ただし、市町が民間団体等に対して補助した額を上限とする。 ※以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する事業の補助限度額よ、2,000千円以内・住民サービスの効率化・地域コミュニティの持続的活性化 ※複数の民間団体等が連携して実施する事業の補助限度額は、2,000千円以内

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の 対象となる額	補助率及び補助限度額
(1) 地域公式事業 【事業内容」 地域公式事業 「事業内容」 地域公式事業 「事業内容」 本のででは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	市町	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費から、次の経費を除いた額(ただし、た地域の共交通の活性化計画に基づく実証書は除く) (1)経常的な経費、海費、人件費、経常のと認める経費、人件費、省別を設定を持事。(3)運行経費(4)その他地方局長が不適切と認める経費 (2 ハード事業費に含める。	同左	補助率は、1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき5,000千円以内(複数の県内市町が連携して実施する事業については、各市町5,000千円以内)とする。ただし、当該補助事業に係る寄付金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等も調整がある場合、又は当該補助事業の財源の一部に元利増置される地方債が充当される場合は、当該特定財源の額又は当該た当該特定財源の額又は当該を補助金算定の対象となる額を補助金算定の対象となる。
	民間団体等 ただ条にの ただり ただり ただり ただり おります おります おります おります おります おります おります おりま	 当該民間団体等に対して市町が補助対象とした経費 ハード事業単独も補助対象経費に含める。 	民間対象経費を (1) 費件費 環金等がにらい 経人修賞割 費 大部 で (1) 要件費 で (2) 運行の不と で (3) 運行の不と で (4) 長める (4) 長める (5) と (5) と (6) と (6) と (7) と (7	補助率は、補助金算定の対象となる額の1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき5,000千円以内とする。ただし、市町が民間団体等に対して補助した額を上限とする。

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の	
補助対 (2) 住援 事テ移を人致口ど住に事しら住ると体の事 (2) 住援 事テ移を人致口ど住に事しら住ると体の事 (2) 住援 本の世外の係出・促組主外に望対移宅等 楽しり域部誘人な定進むとか移す象住等の	市町	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いた額(1)経常的な経費(事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び等房料等)(2)用地取得費(3)改修物件の賃借料(4)その他地方局長が不適切と認める経費 2 ハード事業単独も補助対象経費に含める。	対象となる額同左	補助率は、1/2以内とし、 補助限度額は、1事業につき 4,000千円以内とする。 ただし、当該補助事業に係 る寄付金、負担金、入場料収 入などの受益者負担額等特定 財源がある場合、又は当該補 助事業の財源の一部に元利償 還費が交付税措置される地方 債が充当される場合は、当該 特定財源の額又は当該充当額 を補助金算定の対象となる額 から控除した額を上限とす る。
	民間団体 等 ただ条 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 が 5 が 6 を 5 が 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を	 当該民間団体等に対して市町が補助対象とした経費 ハード事業単独も補助対象経費に含める。 	民間対象とというでは、	補助率は、補助金算定の対象となる額の1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき2,000千円以内とする。ただし、市町が民間団体等に対して補助した額を上限とする。
(3) 県内大学等事業 (3) 県内大学等事業 (3) 県内大学等事業 (4) 東外市の等の第一条 (5) を実施である。 東京の一名 (5) を連続しる。 東京の一名 (5) を表しる。 東京の一名 (5) を表しる。 東京の一名 (5) を表して、 (5) を表して	市町	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いた額(1)経常的な経費(事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び害房料等)(2)用地取得費(3)改修物件の賃借料(4)その他地方局長が不適切と認める経費 2 ハード事業単独も補助対象経費に含める。	同左	補助率は、1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき4,000千円以内とする。ただし、当該補助事業に係る寄付金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等特定財源がある場合、又は当該補助事業の財源の一部に元利償還費が交付税措置される地方債が充当される場合は、当該特定財源の額又は当該充当額を補助金算定の対象となる額から控除した額を上限とする。

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の 対象となる額	補助率及び補助限度額
(4) えか と	民間団体 等 た 2 号 るく。	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いた額(1)経常的な経費(事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び書房料等)(2)用地取得費及び設計費(3)その他地方局長が不適切と認める経費 2 ソフト事業を基本とするが、必要があると認められる場合はハード事業単独も補助対象経費に含める。	同左	補助率は、1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき1,000千円以内(※)とする。ただし、市町が民間団体等に対して補助した額を上限とする。 ※以下に掲げるデジタル化の推進のために実施する事業の補助限度額は、2,000千円以内・住民サービスの効率化・地域コミュニティの持続的活性化
(5) 起業 事地協の着疎活る域力取域用 地域方をによ落化めに負組源を 事地協の着疎活る域が、し等むを事 しい	民間等 た2号るる。 た2号るる。 ち5げ限	1 当該民間団体等に対して市町が補助対象とした経費 2 ハード事業単独も補助対象経費に含める。	民助すの額) 民助すの額(費、金幣用び借金である。 大利等用が、大利等のでは、大利の等間をは、大利等のでは、大利等のでは、大利等のでは、大利のでは、、利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、、利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、大利のでは、利のでは、大利のでは、大利のでは、、利のでは、大利のでは、、利のでは、、利のでは、、利のでは、、利のでは、、利のでは、、利のでは、利のでは	補助率は、補助金算定の対象となる額の1/2以内とし、補助限度額は、1事業につき500千円以内とする。ただし、市町が民間団体等に対して補助した額を上限とする。

注1)補助限度額は、地方局長が特に認める事業について、この限度額を超えることができる。

注2)補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。